



くらしの情報 No. 331

くらしの相談室

1 「副業で簡単に儲けることができる！」にだまされないで

コロナ禍で、給料を減額されたり、アルバイトを解雇されたりして、副業で収入を得ようと考えている方もいらっしゃると思います。副業をさがすのにインターネットは便利ですが思わぬ落とし穴があります。

事例①

SNSの広告で、「タブレットやスマートフォンをタップするだけで、仮想通貨を受け取ることができる。月収500万円は確実に稼げる」と書いてあった。さっそく入会申し込みをして、情報商材とソフトウェアを購入し40万円を払った。ソフトウェアが起動せず仮想通貨を受け取ることができない。



事例②

求人サイトで副業を検索中に「家に居ながら稼げる。返金保証」と書いてあったので業者に連絡して説明を聞いた。「買い付けた海外の洋服をフリマアプリで売る仕事がある。最初に30万円必要だが2～3ヶ月で取り戻せる」「稼げなかったら返金する」と説明されて申込金30万円支払った。

アドバイス

- 「誰でもできる簡単な作業で儲けることができる」「確実に稼げる」「返金保証」など甘い言葉で勧誘され、やってみようかと心を動かされますが、そんなに簡単にお金を稼げることはありません。
- 情報商材、仮想通貨といった聞きなれない言葉は、内容がわからず、業者に言われるがまま手続きすることになり、だまされるリスクも高くなります。内容を理解せず契約するのはやめましょう。
- 電話勧誘で情報商材等を契約した場合などは、クーリングオフができる場合があります。

2 架空請求メールには落ち着いて対応しましょう！

突然SMS(ショートメッセージサービス)やEメールで身に覚えのない請求をされたという相談が寄せられています。

事例①

大手インターネット通信販売業者から「登録料金が未納です。連絡なき場合は法的措置をとります。本日中に連絡してください。」と書かれたSMSが届いた。当該通販サイトを利用したことがあるが、滞納した覚えがないので何かと思い記載されていた番号に電話をした。すると折り返し電話をされると言われ、名前や住所などを告げてしまった。



事例②

携帯に未払いの料金があるので、本日中に支払いをするようにというSMSが届いた。大手企業名が記載されていたため、そのまま電話をかけてしまった。何の請求かわからないが、コンビニで6万円支払えと言われたので、断って電話を切った。しかしその後も電話があり、動画視聴料が未払いだと2つの動画サイト名を言われて、それぞれ45万円と35万円の請求を受けた。全く身に覚えがない。

アドバイス

- 架空請求メールは不特定多数の人に送っているだけで、契約した覚えがなければ当然支払う必要はありません。あわててメッセージに記載されているURLをタップすること・電話やメールで返信することは危険です。心当たりのないメールに関しては無視をしましょう。また請求の有無については企業の相談窓口をホームページ等で確認した上で問い合わせしてもよいでしょう。

さらに、契約しているプロバイダや携帯電話会社の迷惑メール対策サービスを利用して迷惑メールをブロックする事も有効です。設定の方法についてはプロバイダや携帯電話会社に問い合わせしてみましょう。

消費生活相談 TEL.06(6858)5070

受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時

相談されるときは次の準備をしていただくと、相談がスムーズに進みます。

原則として、相談は契約当事者本人が居住地又はお勤め先の市町村の相談窓口へご相談ください

- ①事前に相談内容を簡潔にまとめておく
- ②契約書・保証書・パンフレットなど、相談に関する資料を準備しておく

消費者啓発チラシを作成しました！

本市では、令和元年の特殊詐欺被害件数が141件と大変多く、大阪府内で大阪市に次いで2番目に被害件数の多い自治体となったことから、市民の皆様へ特殊詐欺や悪質商法などのトラブルに巻き込まれないよう意識していただくため、相談事例やアドバイスなどを記載した啓発チラシを作成しました。

消費者をだます悪質商法の「契約」トラブルにご用心！

トイレ修理で予想以上に高い料金を請求された

トイレが詰まり、急いでいたのに費用の確認もせず業者に修理してもらったが、追加作業が発生して、最終的に高額な費用を請求された。



こんなときは

- 慌てて業者を決めないようにしましょう。
- 料金やサービスに納得できない場合は、その場で契約しないようにしましょう。
- 不要な追加工事に至った場合は、返金につながる場合があります。下記の相談窓口にご相談ください。

耐震診断を無料でしますと訪問してきた

このままでは、地震で建物が倒れてしまいますと言われた。不安になって工事するか迷った。



こんなときは

- いろいろな理由をつけて契約を急がせる事業者には注意しましょう。
- 複数の事業者から見積もりを取るなど、契約は慎重にしましょう。
- 工事の必要がないと思えば、あいまいな返事はせず、きっぱりと断りましょう。

こんな詐欺には絶対だまされないためのポイント

「未払い料金を今日中に払わないと裁判になります」などと手紙やメールでおとし、有料サイト等の料金をだまし取る



架空請求詐欺

こんなときは

- 「現金を送れ」、「コンビニで電子マネーを買って送れ」は詐欺です。
- 心あたりのない手紙やメールは無視しましょう。

「キャッシュカードが不正に利用されているので使えないようにします」などと銀行や金融庁の職員、警察官を装いカードをかすめ取る



キャッシュカード詐欺盗

こんなときは

- 銀行員や警察官、市役所の職員がキャッシュカードを預かったり、暗証番号を聞く事は絶対にありません。
- 銀行に直接確認しましょう。

知らないうちに継続的な購入になっていた

インターネットで「お試し価格」、「初回特別価格」などとうたった広告に1回だけのつもりで注文したつもりが、毎月商品を送ってくる。



こんなときは

- 定期購入が契約条件となっていないか、契約条件を特約としてクリックしましょう。
- 契約内容（最終確認画面の印刷やスクリーンショットの撮影）の記録を残しておきましょう。
- 申込みの前に返品特約（返品の条件）を確認しましょう。

身に覚えのない商品を送り付けてこられた

頼んでもいない消毒液が2本宅急便で一方的に送られてきたけどどうすればいいか。



こんなときは

- 代引の場合は受け取らず、配達業者に持ち帰ってもらいましょう。
- 料金の請求がない場合は、贈物かも知れません。いったん受け取って、家族が知人など送り主を確認しましょう。
- 送り主が不明の場合は、14日間程度保管すれば処分することができます。

「過払い金をお返ししますので今すぐ手続きしてください」などと電話でATMを操作させ犯人の口座に現金を振り込ませる



還付金詐欺

こんなときは

- 医療費や税金・保険料等の還付手続きは、ATMではできません。
- お金の話が出たら家族や友人にまず相談してください。

「お母さん…会社のお金を使い込んだ！返さないと逮捕される」などと息子や娘になりすまして、親心につけ込んで現金をだまし取る



オレオレ詐欺

こんなときは

- お金の話が出たら、とにかく落ち着いていったん電話を切ってください。
- 本人に自分から連絡して確認してください。

一人で悩まず 豊中市立生活情報センターくらしかん 消費生活相談専用電話 06-6858-5070 裏面もご覧ください →

不安に思えば 豊中市立生活情報センターくらしかん 消費生活相談専用電話 06-6858-5070 すぐ電話！ 豊中警察署 06-6849-1234 豊中警察署 06-6334-1234 裏面もご覧ください →

● 特殊詐欺被害を未然に防ぐ簡易型自動録音機を無料配布します

くらし支援課では、固定電話に設置する「簡易型自動録音機」を無料配布しています。対象は、防犯機能付き電話や留守録対応電話機をお持ちでない、豊中市内在住の65歳以上の方がいる世帯（1世帯1個）です。

配布をご希望の方は、特殊詐欺被害防止セミナー（30分程度）にご参加ください。セミナーの日時などは市のホームページに掲載しています。



● 悪質な訪問販売・買取りお断りシールを無料配布します

トラブルに巻き込まれないための一策として、ご活用ください。

シールは、くらしかん、市民課（市役所本庁・中桜塚）、庄内出張所（庄内幸町）・新千里出張所（新千里東町）で配布しています。

悪質な訪問販売・買取りお断り！

拒絶の意思を表明している消費者への勧誘は、豊中市の消費者のくらしを守る条例などで禁止されています。

豊中警察署、豊中南警察署
豊中市立生活情報センターくらしかん



NO!

訪問販売・買取りなどで困ったときは生活情報センターくらしかんへ相談
TEL 6858-5070
月～金/9時～17時
豊中警察署
TEL 6849-1234
豊中南警察署
TEL 6334-1234

消費者教育フェアを開催しました！

令和2年(2020年)10月24日(土)豊中市立生活情報センターくらしかんにおいて、消費者教育フェアを開催し、139名が参加しました。

かるたや2コマ漫画を用いながら様々なカードの特徴や注意点を学ぶ「カードいろいろ」や、2コマ漫画やロールプレイを使いインターネットや携帯電話、スマホの問題点を小学生にわかりやすく説明する「賢く使おう！ネットとスマホ」といった子ども向け講座や、大阪府警察の協力のもと、リモートにて開催した寸劇「特殊詐欺の手口を知る」や、キャッシュレス決済を学ぶ、弁護士に聞く「クレジットカードの落とし穴」を大人向け講座として実施しました。また、くらしかん登録グループの紹介パネルコーナーや、パネルを利用したクイズラリーなど親子で消費について学んでいただくことを目的としました。

「カードいろいろ」や「賢く使おう！ネットとスマホ」の受講者からは「カードのことがよく学べました。」「今後もネットに関することは家族に相談しようと思いました。」といった声をいただきました。



また、「特殊詐欺の手口を知る」や「クレジットカードの落とし穴」の参加者からは、「安全で安心して暮らせるようひとりひとりが正しい知識を持ち、的確に判断できるような情報提供を期待します」「詳しい事例や説明が分かりやすかった」「キャッシュレスの怖さも理解できた」といった意見がありました。



豊中市立生活情報センター

くらしかん

〒560-0022 豊中市北桜塚2丁目2番1号
(毎月最終日曜日及び年末年始は休館します)

電話 06(6858)5073
FAX 06(6858)5095

